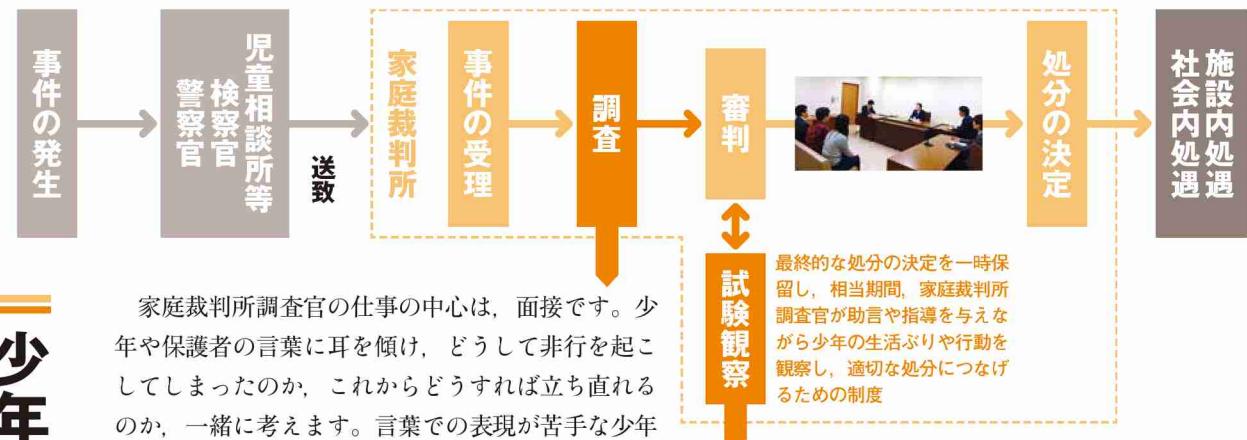


家庭裁判所調査官

～家庭や非行の問題に取り組む～

少年事件での活動 ～少年の立ち直りに向けて～

少年審判は、非行を起こした少年などに自らの過ちを自覚させ、更生させることを目的として、少年や保護者の調査を行い、処分を決定する手続です。家庭裁判所調査官は、少年がなぜ非行を起こしたのかを分析し、どうすれば立ち直ることができるのか検討するため、少年の性格、日頃の行動、生育歴、少年を取り巻く環境などについて、心理学、社会学、社会福祉学、教育学などの専門知識・技法を活用して調査を行います。



少年・保護者
一人ひとりと向き合う



家事事件での活動 ～家族関係の再構築に向けて～

家事調停や家事審判は、離婚、子どもの親権・監護権をめぐる争い、養子縁組の許可や後見人の選任など、家庭の中で生じた問題について、法律に基づく解決を求める人たちが利用しています。家庭裁判所調査官は、現在生じている問題だけではなく、これまでの事情や、これからのお子さんの在り方も見据えながら、家庭で生じた問題を解決し、当事者が新たな一步を踏み出すための一助となるよう、調査や調整を行います。



家庭裁判所調査官は、調停、審判、人事訴訟（離婚裁判など）の各手続の中で、問題の解決に役立つよう、調査や調整を行います。例えば、調停手続において、当事者間で主張が食い違い、合意のあっせんが難しい場合などに、当事者と面接し、それぞれの気持ちを受け止めながら客観的な事実を確認して整理し、その結果をもとに調停の進め方について裁判官に意見を提出します。また、両親が親権を争っている子どもと面接し、その思いを聴取して調停委員会や両親に伝えたり、子どもの福祉を優先した解決の在り方について助言したりします。審判手続では、例えば、虐待を受けているおそれのある子ども

と面接し、子どもの気持ちに配慮しながら具体的な事実を聴取し、裁判官に報告します。面接での子どもは、複雑な気持ちを抑えて、表面上は元気にふるまうこともあります。家庭裁判所調査官は、言葉になるもの、ならないものを含めて、子どもが表現する様々なメッセージを受け取り、家庭裁判所の手続に反映させ、子どもが将来、幸せに暮らせるような解決に結びつけることが期待されています。

のために、学校、児童相談所、福祉機関などと連絡を取り合い、情報交換をして、家族や子どもに対する援助態勢を整えることもあります。

